政　令

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十三号

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第十六条第三項、第二十三条第一項及び第三項、第二十五条の二第一項及び第二項、第二十五条の十第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第四十条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第三十四条）
第二章　経過措置（第三十五条―第三十九条）
附則

第一章　関係政令の整備

（電気事業法施行令の一部改正）

第一条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

第九条第一項を次のように改める。

法第百十四条第一項の政令で定める規定は、法第二条の十三及び第二条の十四（これらの規定を法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二条の十五（法第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第二条の十六（法第二十七条の二十六第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十八条第一項から第三項まで、第六項、第十一項及び第十二項（法第二十条第四項及び第二十一条第四項において準用する場合を含む。）、第十九条、第二十条第二項及び第三項、第二十一条第二項及び第三項、第二十二条第一項（法第二十七条の十二において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十三条第一項（法第二十七条の十二において準用する場合を含む。）及び第二項（法第二十七条の十二において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項（法第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条の十、第二十七条の十一第二項から第四項まで、第二十七条の十四並びに第七章の規定とする。

第九条第二項ただし書中「、これらの権限については」を削り、「自ら」の下に「その権限を」を加え、同項第一号中「第二十七条」を「第三十四条」に改め、「保安に関するもの」の下に「（原子力発電工作物の工事、維持及び運用の保安に関するものを除く。）」を加える。

第九条第三項ただし書中「同表第五号及び第十六号から第二十四号まで」を「同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第二十八号から第三十六号まで」に改め、同項の表第一号を次のように改める。

一　法第二条の十七の規定に基づく権限	小売電気事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長

第九条第三項の表第二号中「第六条第二項第四号の」を「第六条第二項第五号に掲げる」に、「限る。）の」を「限り、法第二十七条の十二において読み替えて準用する場合を含む。）の」に改め、同表第三号を削り、同表第四号中「又は供給地点」を削り、同号を同表第三号とし、同表第二十四号を同表第三十六号とし、同表第二十三号中「第百十一条」を「第百十一条第一項の規定に基づく権限及び同条第三項」に、「であつて、一般電気事業者又は特定電気事業者に関するもの」を「（同条第一項の申出に係るものに限る。）」に、「供給区域又は供給地点」を「小売電気事業に係る業務を行う区域、供給区域、供給地点又は電気工作物の設置の場所」に改め、同号を同表第三十五号とし、同表中第二十二号を第三十四号とし、第十七号から第二十一号までを十二号ずつ繰り下げ、同表第十六号中「供給区域、供給地点、供給する場所」を「小売電気事業に係る業務を行う区域、供給区域、供給地点」に改め、同号を同表第二十八号とし、同表第十五号中「及び第三項」を「、同条第三項」に改め、「第六十六条において」の下に「読み替えて」を加え、「並びに」を「及び法」に、「第五十八条第三項」を「法第五十八条第三項」に改め、同号を同表第二十七号とし、同表第十四号の三中「準用する」の下に「法」を加え、同号を同表第二十六号とし、同表中第十四号の二を第二十五号とし、第十四号を第二十四号とし、第十三号を第二十三号とし、同表第十二号の二中「準用する」の下に「法」を加え、同号を同表第二十二号とし、同表中第十二号を第二十一号とし、第十一号を第二十号とし、同表第十号中「準用する」の下に「法」を加え、同号を同表第十九号とし、同表第九号の二中「（八）」を「（九）」に改め、同号を同表第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　法第五十一条の二第三項の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある事業用電気工作物に関するもの	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

第九条第三項の表第九号中（八）を（九）とし、（三）から（七）までを（四）から（八）までとし、（二）の次に次のように加える。

（三）　燃料電池発電所の工事に関するもの	

第九条第三項の表中第九号を第十六号とし、第八号を第十五号とし、同表第七号中「第一号に規定する者（卸電気事業者に限る。）又は」を削り、同号を同表第十四号とし、同表第六号中（九）を（十）とし、（三）から（八）までを（四）から（九）までとし、（二）の次に次のように加える。

（三）　燃料電池発電所に関するもの	

第九条第三項の表中第六号を第十三号とし、第五号を削り、第四号の三を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一　法第二十七条の三十一第一項及び第四項から第六項までの規定に基づく権限であつて、供給する電力の容量が一万キロワット未満の事業に関するもの	供給する場所を管轄する経済産業局長

第九条第三項の表第四号の二中「法第二十八条の二の規定に基づく権限（卸供給を行う事業の用に供する」を「法第二十七条の二十七第一項及び第三項並びに法第二十七条の二十九において準用する法第二条の七第二項、第二十七条の二第二項、第二十七条の三及び第二十七条の二十五の規定に基づく権限であつて、発電事業者のうちその事業の用に供する発電用の電気工作物についてその出力の合計が二百万キロワット以下であり、かつ、当該発電用の」に、「場合に限る。）」を「ものであるものに関するもの」に改め、同号を同表第十号とし、同号の前に次の六号を加える。

四　法第二十七条第一項の規定に基づく権限	供給区域を管轄する経済産業局長又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
五　法第二十七条第二項の規定に基づく権限	供給区域を管轄する経済産業局長
六　法第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する法第二十七条第一項の規定に基づく権限	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は産業保安監督部長